

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和 5 年 9 月分)

令和 5 年 10 月 27 日  
政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
牛乳乳製品統計調査	農林水産大臣	<p>令和 6 年 1 月以降に実施する調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 報告者数の変更 母集団情報の更新に伴い変更するとともに、今後の新設や廃業等による変動も想定し、概数に変更</p> <p>② 公表方法の変更 インターネットと印刷物により行っていた公表について、印刷物の作成を取りやめ</p> <p>③ 調査計画の誤記修正のほか、調査票における注意書きの追記</p>	R 5 . 9 . 5
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	<p>令和 6 年以降に実施する調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査事項の変更 「所得票」の設問に記載されている調査対象年次の更新及び説明の明確化</p> <p>② 厚生労働省の組織再編に伴う調査票情報の保存責任者の変更等</p>	R 5 . 9 . 14

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。